

かかりつけ医と精神科医の連携体制について

1. 目的

統一した様式を用いて、かかりつけ医と精神科医との連携体制の構築・強化を図り、うつ病等の精神疾患の疑いのある者やアルコール依存症の疑いのある者を早期発見・早期治療を促し専門的治療につなげる。

2. 連携方法

(1) 対象者

うつ病等の精神疾患の疑いのある者やアルコール依存症の疑いのある者

(2) スクリーニングの実施

「こころとからだの質問票」（うつ病等の精神疾患の疑いのある者）

「AUDIT」（アルコール依存症の疑いのある者）

(3) かかりつけ医から精神科医への紹介

精神科医への紹介が必要と判断した場合は、患者へ十分な説明を行い、精神科医療機関へ「診療情報提供書」をFAXし、受診日を予約する。

(4) 精神科医からかかりつけ医への報告

患者来院後、精神科医はかかりつけ医へ診療情報提供を行う。

3. かかりつけ医と精神科医の連携体制 協力医療機関名簿

「精神科」標榜の北九州市医師会会員医療機関において、同意を得られた情報を掲載

【参考】

北九州市が開設した「いのちとこころの情報サイト」(<http://www.ktq-kokoro.jp/>)では、自殺防止のために、ストレスケアやこころの病気に関する情報のほか、北九州市内の様々な相談窓口の紹介をしていますので、ご活用ください。

※市立精神保健福祉センターが作成したうつ病やアルコール関連問題に関する市民向けリーフレットがダウンロードできます。

【いのちとこころの情報サイト：資料ダウンロード】

- ・「うつ病について知ってほしいこと」
- ・「お酒について知ってほしいこと」
- ・「お酒とうまくつきあうために～節酒のすすめ～」 等